

## 中世初期ロシアにおける教会と民衆

八重樫 喬 任

### まえがき

ロシアにキリスト教（ギリシャ正教）が公的に国教として入ってより間もない11，12世紀ごろのロシアのキリスト教世界の実体について，教会（ロシア正教会）と民衆を中心にして考察を試みたいと思うが，教会と民衆との両者のいわば接点に位置する聖職者である司祭に主に焦点をあてて探求することにする。

司祭，就中主教区の中の各々の教会に配属される在俗の白僧司祭（黒僧である修道司祭と対）こそは，末だ十分にキリスト教化していたとは決して言えない11，12世紀当時の民衆世界にとり囲まれて，まだ色濃く残存していた異教的要素を根絶すべき使命をになった教会尖兵であった，と言いうる。在俗司祭は，いわば異教の大海中の一点となって散開孤立して異教的民衆に立ちむかった第一線の歩兵隊長であった。加えて，司祭がその任務を曲りなりにも成しとげるためには，彼自身が自分の中にひそむ異教の誘惑をまず以て切り伏せなければならない，という二面作戦を強いられたキリスト教武装者であった。

我々の利用しうる文献史料は決して多くはない。辛うじて十指を屈するに足りるにすぎないが，ともあれ触知しうるかぎりのところを述べることにする。

# I

11世紀の『府主教ゲオルギーの戒律』に、『殺人は別として、異教の罪を犯しても洗礼すれば直ちに罪が消え、司祭になることができる<sup>1)</sup>』とみえる。いままで異教（キリスト教・ギリシャ正教以前のスラヴ・ロシアの上着信仰）の徒であった者の中から選抜叙任しようとする場合、殺人を犯した者のみが司祭になりえないのである。異教時代に犯した殺人という最高犯罪以外の罪は、つい昨日犯したそれであろうとも、司祭たる資格にはなんら支障とはならないのである。教会がロシア人士着層の中から司祭という地方教化センターを任命しようとするとき、彼の異教時代の行状は、それがコソ泥であろうと姦通であろうと、すこぶる寛大に評価されたのである。ひとはザンゲもなく、改悛もなく、回心もなく、洗礼の一はらいを以て、異教の世界からキリスト教の世界へ、そのまま横すべりするのである。この11世紀の戒律にみるこのような寛大さは、いったい何であったのか。そこにはどのような背後状況があったのか。

けだし我々は、後述するような土着ロシア人の当時の状況を考え合わせる時、正教会による聖職者養成上の一個の問題を想定させられる。すなわち正教会は、既成のギリシャ人を聖職者として輸入利用しうるケースは別として、いったん土着ロシア人の中から司祭等の聖職者を選抜叙任しようとしたとき重大な候補者難にぶつかったのであり、この寛大さはそういう状況に対する妥協として現われたのであった、と考えられる。そしてまたそれは、司祭、輔祭などの現地第一線の聖職者の質の低さという、この後長くロシア教会史の将来に尾をひいた問題の発端をなすものであった、とも考えられる。

さて昨日までの異教徒であった者がともかくもすでに司祭の職にありつた場合、まず我々の眼につくのは司祭の飲酒問題である。同じく『府主教ゲオルギーの戒律』に、『主教が酔っばらえば十日間の斎戒精進を課せられるが、司祭が酔っばらえば破門される。飲酒を捨てなければならない。飲酒を遠ざけなければその職から追放逐される』<sup>2)</sup>、とみえる。司祭に対する罰のほうがその上級聖職者である主教に対するそれよりもはるかにきびしいのだが、

これは司祭が民衆に直接より近い位置にあり、民衆との接触からくる飲酒の危険度がより大であった故であろう。前身がコソ泥でも女たらしでもいっとうにかまわないが、現に飲んだくれの司祭であっては困るのである。飲酒癖は第一線にある聖職者に関する重大問題であったようである。

しかし上のような飲酒に対する罰則が、現実にとれほどの効果をもつことができたか。12世紀になってノヴゴロドの大主教イリヤは飲酒について司祭たちにまず以て次のように警告している——『……食前に飲酒する者がいるのみか、食前だけでなく夜にも酔っぱらい、そして翌日に勤行する者を拙僧は見聞きしている。いったい誰を手本にして俗界人は酒をつつしんだらよいのであるか』<sup>3)</sup>。

司祭の住む町が大きければ大きいほど、町の住民たちの大小の酒宴の席がひらかれる機会も多くなる。そこに俗界の住民が集り、そこへまた金をもった司祭が顔を出すと、酒席を舞台にした司祭の高利貸業が付随して発生したようである。すなわち上に同じイリヤが、『……さらには他の司祭たちも利息を取っていると私は聞いている』<sup>4)</sup>と語り、また、そういう『誰かの噂をきいたときは私は金を没収して罰を与える』<sup>5)</sup>、と威嚇している。この大主教イリヤと同時代のニフォントも、高利貸についてイリヤと同じようにこう語っている——『それ(高利貸)を捨てない者は勤行してはならない』<sup>6)</sup>。教会当局は、聖職者の飲酒癖がとうてい根絶しがたいとなれば、せめてそれに付随してはびこりがちな聖職者の高利業という悪徳を防喝しようとする。司祭こそは暴利に反対する啓蒙者であらねばならない以上、こういう高利禁圧措置は当然すぎる対応であった。しかしこんなところに当時の聖職者の実態の一端がかいま見えるようである。そしてまた、この高利禁止令も効果がうたがわしいものであったらしく、十二世紀半ばのキリク問答書に、『5クナ貸したら3~4クナは喜捨にまわすべし』<sup>7)</sup>とみえ、聖職者の高利業の横行はもはや黙認されていたと思われるのである。

以上によってみるに、いったい我々の眼前に見えてくるロシア11、12世紀ごろの教会と民衆の状況はどのようなものであったか。民衆はいぜんとして異教的な集りの慣行を根ぶかく潜在させており、そこではわが国の歌垣さな

がら踊りがつきものであり、そしてそこへキリスト教聖職者が登場して高利貸業を始める、つまりは聖職者が金の力を武器にして辛うじて民衆と接触を保っている、という状況であった。司祭の眼前に異教的民衆という巨大で捕えがたい実体がわだかまり、そこへ聖職者が否応なしにひきこまれて、ケン粒のごとく呑みこまれてしまう、といった姿である。こういった異教的要のいかんともしがたい根強さに直面したとき、そして民衆にもっとも密に接触する輔祭、司祭などの現地聖職者を就中社会下層から獲得養成しようとしたとき、そこに付随的にもちこまれる異教的要素を全的に否定することは、それが望ましいものであったにせよ、とうてい不可能に近いことであったと思われる。当時の正教会の異教的慣行に対するあの寛大さ、つまりはそれへの妥協もしくはそれとの無雑作な混合は、ここから発するものであったと思われる。

司祭など聖職者の質の向上は、少くとも飲酒問題に関するかぎり、ほとんど見られないようである。そこで聖職者の飲酒癖の矯正がさしあたり望みがないとするならば、せめて飲酒によって誘発される聖職者の悪徳（高利業）からの儲けの一部ないし大部分を罪ほろぼしのため喜捨へまわせ、ということになる。また聖職者たる者は文字・書物を読むことによって一般俗界人と一線を画するより高い文化的な高さをもつべきであるが、しかしそれも困難であるとするならば、むしろ民衆一般のところへ下降して彼らと調子を合わせ彼らと一緒に『飲み食いするほうがよいのだ』<sup>8)</sup>、となるのである。

## II

しかしながら、正教会が民衆と触れ合う第一歩が上のように苦渋に満ちた状況を呈したとはいえ、正教会は禁圧と妥協の両刃の武器をくりかえして操りつつ、民衆の中にとにかくも聖職者の理想像をきづき上げて行こうとする。このあとの13世紀ともなれば、異教の世界から脱け出たばかりの新参の聖職者に対して、次のような徳目が何よりもまず要請されている——『愛、柔和、清浄、節制、全ての美食の拒否』<sup>9)</sup>。

このような条件が新任司祭たる者に対してひとしく要求されたとするならば、それがいかに過重な要求であり、どれほどの自己脱却の苦渋を強いるものであったかが想定される。というのは彼らは異教の夢いまだ覚めやらぬ新参のキリスト者であったからである。

事実、聖職にふさわしからぬ異教的分子が聖職世界へ踵を接して入りこんだ。『主教イリヤの教訓』（12世紀半ば以降）に次のように見えるのがそれである。

『賭けごと好き』、『賭けごと師』、『大の勝負好き』、『瀆神者や賭博好き』、『不法なコトバを口にする人間』、『乱暴者、傲慢な者』、『横柄な者』、『短気、気まぐれ、恥知らずな人間』<sup>10)</sup>。

こういう半異教的な各種異分子に対しては、『不信心者の迷信を嘲笑してはならぬ、ましてや殴打してはならぬ』<sup>11)</sup>とあって、異教徒対策の慎重さを思わしめる。また、『手を用いて何人も殴打してはならぬ』<sup>12)</sup>、『魚を獲ってはならない』<sup>13)</sup>、『動物性食物を焼いてはならない』<sup>14)</sup>などに見える日常生活にわたる細々した禁止は、おどろくべき些事性、即物性を示している。しかし異教の残滓をたっぷり持ちこむ新参聖職者に対しては、日常的規制を日常に即してくり返し注入するより以外にはありえなかったのではなからうか。民衆の半異教的な生活の日常からとりわけ離れがたかっと思われる飲酒の問題について、『(聖職にある者は)時をえらばずに急に思いたって酒を飲んではならないが、しかし必要あるときは飲酒は掟に適用し、神の意に叶うものである』<sup>15)</sup>とみえ、正教会は、聖職者に対するアルコール類の禁圧はついに半ば諦めかけているように見える。その異教的雰囲気の色濃く漂う民衆の会合や婚礼の宴に司祭が抗し難くひきつけられる傾向も、当時において長く続いたのである。

### III

ともあれ司祭は聖職者として一般民衆にとって最も目に立つキリスト教具現者であり、全ての者にとって『全てにおいてその名による世の光』でなけ

ればならず、『地の塩』、『病人を治癒する者』、『盲人の導き手』、『放蕩者を諭す者』であり、『教師』、『灯火』、『教会の体のまなこ』、『道』、『扉』であり、『商人』、『大商人』、『鍵番』、『働き手』、『建設者』であり、『見張人』、『牧者』、『大守』、『裁判官』、『君主』、『職務者』、『僧侶』、『高き丘』、『秘儀の家』であり、『深慮の柱』、『世の記録を誌す神の口』、『主の天使』、『天のラッパ』、『自分の僧団の父』、『主をまねびする者』、『使徒に追従する者』でなければならない。いったん司祭に任ぜられたからには、昨日までは異教の徒であったにせよ、その困難な負託をにない献身的に活動する者で本来的にあらねばならない。こうなれば、半異教的な雰囲気をも身に漂わせつつもいったん聖職者の衣をまとった以上は、彼の発する一語一語はすでに両刃の剣となって彼自身に立ち帰るのである。すでに教会の権力をあてにしてことをすますわけには行かないのであって、世の人間一人一人の生活の奥深いヒダにまでふみ分けて指導する力を持ち、その任務をはたす者でなければならない。実生活が投げかけるどのような問題にも解答を準備していなければならない。そのためには眼前の民衆の生活のあらゆる些事にも通暁していなければならない。しかしこの難関にぶつかったとき、司祭には、その有効な武器となった二つのいわば突破口があったと考えられる。一は女性を通じてのそれであり、他はザンゲを通じてのそれであった。

異教の匂いが消えやらぬ異教の集いに群れ集う民衆の背後には、異教のリーダーである妖術師が末だに控えていた。そして妖術師がその魔力を思うさまに有効にふるったのが、少くとも年代記作者はそう考えたのだが、しばしば女性に対してであった。すなわち、『府主教ヨアンの掟』(11世紀末近く)にはこうある——『悪鬼の魔力はしばしば女のものである。古来悪魔は女にとり入り、彼女はまた己れの夫をたぶらかす。かくて女はそのような多くのことがらについて魔法と害毒とその他の狡計を以て妖術を使う』<sup>16)</sup>。女性がこのようなものであるとするならば、異教を切り崩すためには、その魔力がもっとも馮依しやすい女性に照準を合わせて異教世界を内部から照射分断しなければならぬ。そして女性がその日常において男性と一対一で向き合うのが家庭なのであるから、それはそのまま家庭改造作戦にも通ずるので

ある。

キリスト教修道士である年代記者も、かつて（11世紀半ば）こう嘆いている——『はたして我らは出会い<sup>17)</sup>を信ずることによって異教的な生きかたをしているのではないであろうか？ もし誰かが修道士に出会えば後ろに引き返さぬであろうか？ ……人々がかような占いに従っているのは、はたして悪魔の教唆によるのではないだろうか？<sup>18)</sup>……』。

この当時悪魔はそのあらゆる狡計によって人々をキリストの神から背けさせるのに全力を尽していた。その狡計とは、『ラッパ』であり『旅芸人』であり、『異教の遊び集い』であった。

かくて当時はロシアの村々では、異教の集いに民衆が『押し合いへしあい』<sup>19)</sup>して寄りあい、つまり悪魔のたくらむ『恥ずべきことを行う』<sup>20)</sup>風景がずいしょにくりひろげられていた。異教の集いはいぜんとして民衆生活の基本としてどっかと腰を据えていたのであり、『教会の祈りの時刻が来てもそこへ行く者は僅かばかり』<sup>21)</sup>だという状況であった。

そしてまた、異教の集いではまちがいなく女性的要素が支配的であったであろうが、異教のほこさきは真先きに彼女らに向けられる。11世紀後半の状況を示す原初年代記1071年の項にはこう見える——『ある時ロストフ地方に飢饉があり、一人の妖術師がヤロスラヴリから現れて言った「我らは誰が富を隠しているかを知っている」と。ボルガ河に沿って行き、人々が貢物納入所に来たところで富める女たちを名指し、この女は裸麦を、この女は蜜酒を、この女は魚を、この女は獣皮をもっていると言った。しかして人々は彼女らのところへおのれの姉妹と母、ならびにおのれの妻たちを連れて来た。彼らは悪魔の幻覚を受けて彼女らの肩の後ろを切り、あるいは裸麦、あるいは魚、あるいは小さきリスをひき出し、多くの女たちを殺し、彼女らの財産を奪った』<sup>22)</sup>。ここに見るように、飢饉という異常時に異教の妖術師が真先きに狙いをつけたのが女たちであったのであるが、平常時においてもそれはなおさらのことであったであろうと思われる。ところで、妖術師が背後にひかえてこういう異教民衆の大群は、もはや一司祭の手に負えるところではない。原初年代記者は、国家権力による彼らの仮借ない絶滅の記述を残している<sup>23)</sup>。

そしてこの記述がたんに大海の一滴にすぎなかったであろうことは、『府主教ヨアンの掟』によって確認される——『……悪との闘争において妖術を使い魔法を行う者は厳しく処罰すべし。ただし死に至るまで殴打することなく、身体を切傷することあるべからず。なお予めコトバと徴しめを以て彼らを悪より遠ざけるよう試みるべし』<sup>24)</sup>。ここで妖術師の徴罰に手心が加えられているのが見えるが、これも当時の民衆の中に異教の濃密な残存があって、教会はそれの根絶に手を焼いていることを傍証するものであろう。

かくて異教の悪魔が真先に女たちに目をつける。対抗上、教会としてもまず以て女性を狙い打ちせざるをえないのである。

教会と異教とのたたかいが続けられて行くが、府主教ヨアンの掟から百年経過した12世紀半ば、状況はどうなっていたか。『ノヴゴロドの大主教イリヤの教訓』にはこう見える——『妖術師のところへ行かぬよう改めて妻を飼いならせ。そこにこそ諸悪があり、そこにこそもろもろの殺人その他の悪がひそむ……』<sup>25)</sup>。妖術師のところへ行かないように『改めて飼いならせ』とあるイリヤの口裏から察すれば、おそらくはこの妻たちはすでに教会結婚の枠内にとりこめられているように思われる。しかしなお教会にとっては全てが成就されたとは言い難い状況であろう。上のイリヤとほぼ同時代と思われる『キリク問答書』にはこう見える——『もしも夫に愛されなくなったときは、己れの身体を水で洗い、その水を己れの夫に飲ませている』<sup>26)</sup>。キリスト教の教会結婚にとりこまれて、異教の妖術にすぎることを教会と夫から改めて厳禁された妻が、なお家庭内に異教につけてまれる隙間を残している。女の体に突き刺さった異教のトゲは、なお抜き難いのであった。しかし教会は、もとよりこの事態を放任しはしない。教会はこの家庭魔術に対して6週間から1年までの聖体拝領 sacrament を禁じている<sup>27)</sup>。異教の悪魔はすでに教会の網の目の中にかため取られつつあり、家庭の中の女性は除々にキリスト教信徒として一個の信仰的責任主体と化しつつある。

とはいえ、しかし女性がその肉体を洗った水を夫に飲ませて愛をとりもどすといった、いかにも異教魔術的な俗信は、教会罰の照射しがたい民衆生活の中にひそむ澱のようなものではなかったか。教会の光で澄まされた表水の



下には、なお光の届きそうもない異教の沈澱がわだかまっていたのではなからうか。この浚渫し切れずして残溜する異教の要素に面して、12世紀半ばごろの教会聖職者がとびついたのがザンゲ（ギリシア正教の痛悔、カトリックの告解）であったと考えられるのである。教会罰にザンゲを加え、さらに聖体礼儀を以てする三位一体的な異教対策のなかで、就中ザンゲは民衆の家庭生活の内側をのぞきこむいわばレンズであって、これを自在に使用するならばこの上ない民衆捕捉手段であったと考えられる。

しかし手ごわく捕えがたい異教世界であった。ギリシア正教がロシアの風土に入って初めて体験するスラヴ・ロシアの異教的民衆であった。ことは極めて新奇でありデリケートであったであろう。自在にして慎重な、同時に日常的、即物的な対応操作が求められたと思われる。12世紀のノヴゴロドの主教ニフォントは、何を食べてよいか、何を食べてわるいかとの問に対して、それを食べる本人が疑心や嫌悪感をもたなければ『肉でも魚でも何でも食べてよい』、『もし良心がとがめつつ食べたならば罪はその者の上にある』<sup>28)</sup>と答えている。ザンゲに関しては同じニフォントが、浮浪者がザンゲの時に罪を隠してミサを受けようとし、司祭がそれを知りつつミサを執行したとすれば罪は誰の上にあるのかという問に対して、『信者に罪はない、司祭にある』<sup>29)</sup>と答えている。ニフォントの対応は実状に即しつつ限りなく柔軟であるように思われるが、むしろ彼の真意は、民衆の心に罪と不正との意識を除々にかきたてようとしているところにあったように見える。即応的、日常的な対応以上に半歩すすんでいるふしが見えるようである。

ザンゲする者が罪を秘匿したとき司祭はどこでそれを知りうるのかという解明しにくい問題があるが、この問題はおそらくこう考えられるのではないであろうか。すなわち、司祭なる者はザンゲする民衆のいわば蜘蛛の巣の中心に位置していて、ザンゲ者の個人生活の糸を手握ってあやつることができたのである、と。すでに11世紀の『府主教ゲオルギーの戒律』に、『夫と妻とはただひとりの司祭のもとでザンゲすべし』<sup>30)</sup>とみえるが、すでに11世紀以来司祭には、夫と妻とのいわば二個の接眼レンズを通してザンゲする者の家庭の内部を覗きこむ窓が開かれていたのである。

さて上にみるように、罪を黙秘してザンゲする者にたいするあのような柔軟さはどこから来るのか。12世紀半ばの主教イリヤは、『パンと飲みものについていかにすべきかは、人に応じて判断するべし。もし彼が強い人間であれば重い戒律を与えるべし、彼は罪を免れるのみならずよき報いを得られるであろう。これに対して弱い人間であれば、彼が自暴自棄におち入らぬように軽い戒律を与えるべし』<sup>31)</sup>とされており、食生活のような単純な生活面に即しつつ細かな配慮を示しているのがみられ、上述のニフォントを思わしめる。主教イリヤはザンゲに関してもニフォント以上に周到、柔軟である。彼はこう教える——『ザンゲしようとする教会の子らを機会あれば呼びよせて暮しぶりを尋ねるべし。己が暮しを恥じる者もいるし、悪鬼の教唆によってよろしからぬ末路をとげかねない者もいるのだ』<sup>32)</sup>。すなわち、ザンゲしようとする者にたいしては、まず口に出しにくい問題について心底を打ち明けさせる癖をつけてやり、罪を黙秘しようとする傾向については悪鬼の教唆から解放してやらねばならないとする。こうした準備作業を前提としてザンゲにもって行くのであるが、ザンゲはやはりザンゲする当人にとっては越えがたい難関であり、イリヤはこう教えている——『男といわず女といわず教会の子らが汝のもとへザンゲに来た時は、すすんで問いかけ、もろもろの問題について自分から問答してみせるべし。己れの罪をわれからザンゲすることは男であっても難しいことだが、女にとってはなおさらのことなのだ』<sup>33)</sup>、『ザンゲしやすいように穏かに尋ねるがよい』<sup>34)</sup>、『ザンゲがなされた時は、厳しい罰で脅やかしてはならぬ』<sup>35)</sup>。ここには、ザンゲ者の罪にたいして寛大すぎるといふ非難を聖職者自身がこうむりかねないという柔軟さ内至は不徹底が見える。この意味でザンゲは両刃の剣といえるものであるが、ともあれこのあとは一步進めてザンゲを通じて自己凝視と自己暴露を民衆に徹底させることが聖職者にとって宿題となったことは、13世紀の『ザンゲする者たちへの教訓』によって察知される——『もしも何らかの罪におち入った時は、何ごとも僅かな誘惑に至るまで秘め隠してはならない。己れの見知るかぎりの事どもを書き誌し、ザンゲの時に我に語るべし』<sup>36)</sup>。

初歩的な生活訓練から始めて教会の思い描くキリスト教的人間像が形作ら

れて行くさまが見えるのであるが、その道程はかなりにゆるやかなものであったと思われる。換言すれば、当時の社会状況と聖職者の実体の下では、こころばらくは教会当局の初歩的な対応が必要であったし、またそのようにあり続けて行ったようであった。

#### IV

熾火のように消えがたい異教的要素に初めて直面して宗教的感化に腐心したこの当時のロシア正教会が、かなり柔軟、細心、かつデリケートさえいえる民衆への対応を示したし、かつ示さざるをえなかった状況が察知される。逆に言えば、そのような対応を正教会をして選択せしめた無言にして捕捉しがたく巨大な異教的民衆世界の残存を想定せざるをえないのである。

ギリシア正教が国家によって上からとり入れられて浸透して行ったとき、民衆はロシアの風土から自生した異教的要素を根強く残存させつつ正教会の網の目にとりこまれて行った。その道程は、正教会による異教世界の柔軟ないし不徹底な摂取同化の過程であった。やはりキリスト教の包容力の比類ない大きさを思わざるをえないのであるが、そこでは、正教会の教える信仰と並んで、ロシア人の心情のなかに宿りつづけた異教世界への民衆のぬきがたい傾倒が並存してのこりつづけた。いわゆる二重信仰であるが、それはやはり、西方カトリックにおけるものとはどこか一脈異なる宗教世界であったように感ぜられる。その民衆の異教世界をとりこんだロシア正教、そして正教会を押しこんだロシア専制権力は、それゆえにロシア民衆の上に長く安固と見える支配を続けることが可能であったのではなからうか。

(司祭の妻帯問題や、もろもろの罪障の器と見なされた女性と聖職者とのかわりなど、我々の興味を唆る、また本稿にとっても有効であると思われる問題の解明が残っているが、ページ数の関係で割愛したことを付記する)。

## 引用文献

(成立年代順に示す。①を除いていずれもロシア語文献であるが、便宜上邦訳で示した。)

- ① 除村吉太郎訳『ロシア年代記』, 1943年, 弘文堂。
- ② ラヴレンチー年代記 (ロシア年代記全集・第1巻・サンクトペテルスブルグ・1846年に所収)。
- ③ ノヴゴロド第1年代記 (古文書委員会・サンクトペテルスブルグ・1888年に所収)。
- ④ ヤロスラフの教会法 (イエ・イエ・ゴルビンスキー『ロシア教会史』・第1巻・モスクワ・1880年に所収)。
- ⑤ 府主教ゲオルギーの戒律 (イエ・イエ・ゴルビンスキー『ロシア教会史』・第1巻・モスクワ・1880年に所収)。
- ⑥ 府主教ヨアンの掟 (ロシア歴史叢書・第六巻・サンクトペテルスブルグ・1908年に所収)。
- ⑦ キリク問答書 (ロシア歴史叢書・第六巻・サンクトペテルスブルグ・1908年に所収)。クナは当時の貨幣単位 (小額の) である。1グリヴナの25分の1にあたる。因みに馬1頭が1〜3グリヴナ, 牡牛1匹が1グリヴナの値段であった。
- ⑧ 主教イリヤの教訓 (ロシア歴史叢書・第六巻・サンクトペテルスブルグ・1908年に所収)。
- ⑨ ザンゲする者らへの教訓 (ロシア歴史叢書・第六巻・1908年に所収)。
- ⑩ 新任司祭への教訓 (ロシア歴史叢書・第六巻・サンクトペテルスブルグ・1908年に所収)。
- ⑪ 府主教キリルの掟 (ロシア歴史叢書・第六巻・サンクトペテルスブルグ・1908年に所収)。

## 注

(引用文献のマルカッコ番号で示す。)

- 1) ⑤—82ページ
- 2) ⑤—82ページ
- 3) ⑧—351, 352ページ
- 4) ⑧—51, 52ページ
- 5) ⑧—51, 52ページ
- 6) ⑦—25ページ
- 7) ⑦—25ページ

- 8) ⑧—354ページ
- 9) ⑩—103, 104ページ
- 10) ⑧—354ページ
- 11) ④—47ページ
- 12) ④—47ページ
- 13) ④—47ページ
- 14) ④—47ページ
- 15) ④—47ページ
- 16) ③—109, 110ページ, 1071年の項。
- 17) 道で出会う人によって吉兇を判断すること。
- 18) ①—126, 127ページ, 1068年の項。
- 19) ①—127ページ
- 20) ①—127ページ
- 21) ③—100ページ, 1068年の項。
- 22) ①—132ページ
- 23) ①—132 ~ 135ページ
- 24) ⑥—7, 8ページ
- 25) ⑧—364ページ
- 26) ⑦—60ページ
- 27) ⑦—60ページ
- 28) ⑦—47ページ
- 29) ⑦—57, 58ページ
- 30) ⑤—22ページ
- 31) ⑧—357, 358ページ
- 32) ⑧—370ページ
- 33) ⑧—353ページ
- 34) ⑧—353ページ
- 35) ⑧—353ページ
- 36) ⑨—123ページ

(筆者 岩手大学人文社会科学部元教授)